

とちぎリ・スキリング導入促進事業実施要領

(目的)

第1条 とちぎリ・スキリング導入促進事業（以下、「本事業」という。）は、県内企業の生産性向上を図るため、DX推進等によるリ・スキリングの取組を促すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リ・スキリング 今の職業で必要とされるスキルの大きな変化に適応するために、必要なスキルを獲得すること。
- (2) DX 企業がデジタル技術を活用して製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し競争上の優位性を確立すること。
- (3) 教育訓練機関 職業に関する知識・技能の習得と向上を目的とした研修を行う団体及び組織を指し、公共職業能力開発施設や企業等、学校教育法の大学、専修学校及び各種学校等をいう。
- (4) 外部講師 職業に関する知識・技能の習得と向上を目的として自社内で行う研修のために招聘する講師であり、該当する要件は別表1に掲げるとおりとする。

(事業の内容)

第3条 知事は、本事業の目的を達成するため、補助事業者に対し予算の範囲内において、とちぎリ・スキリング導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象事業者)

第4条 栃木県内に事務所又は事業所を有する事業主であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する法人のうち、公益法人等、協同組合等及び普通法人に該当する者、又は個人事業主であること。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。
- (3) 補助金交付申請日の時点で、営業に関して必要な許認可等を取得している事業者であって、破産、精算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者でないこと。
- (5) 県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等補助金の交付が適当でないと認められる事業者でないこと。
- (6) 労働基準法等の労働関係法令に違反している事業者でないこと。

(補助対象事業)

第5条 雇用する労働者等に対して、教育訓練機関が提供する教育訓練を活用して行うリ・スキリングの取組、又は外部講師を活用して行うリ・スキリングの取組であって、実訓練時間数10時間

未満のもの。ただし、国、地方自治体、独立行政法人等の他の公的補助金と重複して申請することはできない。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費、補助額、補助率及び補助限度額は別表2に掲げるとおりとする。

ただし、消費税は補助金の対象外とする。

(交付する補助金額の算出方法)

第7条 補助金の交付額は、別表2の補助対象経費について、次の各号により算出した額の合計額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 賃金 実訓練時間数に補助額を乗じて得た額

(2) 教育訓練経費 実支出額の合計額に補助率を乗じて得た額

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7(2025)年10月28日から施行する。令和7年度限りとする。

別表1

- ・公共職業能力開発施設の指導員、大学の教員等
- ・職業訓練指導員免許を有する者又は技能検定1級に合格した者（当該教育訓練の内容に直接関係する職種に限る）
- ・当該教育訓練の内容について専門的な知識・技能を有する指導員であり、講師経験が3年以上の者又は実務経験（講師経験は除く）が10年以上の者

別表2

補助対象経費	内容	補助額・ 補助率	補助限度額
賃金	・教育訓練期間における従業員の賃金	1人1時間あたり 1,000円	1社当たり 1年度 165千円 (ただし、 自己負担し た教育訓練 経費の額を 超えない範 囲とす る))
教育訓練 経費	教材費	・教育訓練に必要となる教材に係る費用	75%
	材料費	・教育訓練に必要となる材料に係る費用	
	受講料	・教育訓練機関に支払う受講料（外部講師の招聘に係る謝金を含む）	
	旅費	・教育訓練機関への派遣に必要な旅費（鉄道 賃、バス賃等を対象とし、タクシ一代、駐車場 代、ガソリン代、高速道路使用料は除く。） ・ホテル等の宿泊費 (外部講師の招聘に係る旅費も含む)	
	その他	・その他知事が必要と認める経費	

(注1) 支出経費等にかかる消費税は補助金の対象外とする。

(注2) 領収書等の関係書類により、支出が証明できるもののみを対象とする